入院基本料等に関わるため、必ずお読みください

事　務　連　絡
令和元年 10 月 1 日

各保険医療機関
開設者　様

北海道厚生局医療課長

データ提出加算に係る経過措置及び届出状況について

平素より社会保険医療行政に係るご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成 30 年度診療報酬改定により、データ提出加算の届出を要件とする入院基本料等の範囲が拡大され、その内、回復期リハビリテーション病棟入院料５、６及び療養病棟入院基本料については、病院全体の許可病床数が 200 床以上の場合に限りデータ提出加算の届出が要件とされました。

この届出については経過措置が設けられておりますが、具体的内容について、別添１の事務連絡が発出されておりますので、必ず確認願います。

また、データ提出加算については、データ作成のために一定の期間を要するため、届出の要件等について早急に別添２の事務連絡を確認願います。

経過措置による期限（令和２年３月 31 日）までにデータ提出加算の届出がなされない場合は、経過措置終了後、従前の入院基本料等の施設基準の要件を満たさなくなり、従前の入院基本料等の診療報酬を算定することができなくなりますので、ご留意願います。

なお、上記期限までにデータ提出加算を届け出るためには、令和元年 11 月 20 日（水）までに、様式 40 の５「データ提出開始届出書」の届出が必須となります。

既にデータ提出加算に必要な手続きを行った保険医療機関におかれましては、行き違いとなりますことをご容赦ください。

【提出・照会先】
札幌市北区北７条西２丁目 15 番１
野村不動産札幌ビル２階
北海道厚生局医療課
（電話 011-796-5105）

別添１

事　務　連　絡
平成 30 年 10 月 22 日

地方厚生（支）局医療課　御中

厚生労働省保険局医療課

データ提出加算に係る経過措置及び届出状況について

標記について、平成30年度診療報酬改定においてデータ提出加算の届出を要件とする入院基本料の範囲が拡大されたところですが、その内、回復期リハビリテーション病棟入院料５、６及び療養病棟入院基本料については許可病床数が200床以上の場合に限りデータ提出加算の届出を要件としたところです。また、データ提出加算を届け出るためにはデータ作成のために一定の期間を要することから、平成31年３月31日（許可病床が50床未満又は保有する病棟が１のみである場合は平成32年３月31日）までの経過措置を設けています。

今般、平成30年９月26日に開催された中央社会保険医療協議会において、回復期リハビリテーション病棟入院料５、６及び療養病棟入院基本料を届け出る医療機関におけるデータ提出の取扱いについて、下記のとおり承認されましたのでお知らせいたします。

また、以前にもご案内のとおり、経過措置の期間が平成31年３月末までとなっている入院基本料を届け出る医療機関が、平成31年４月以降も引き続き当該入院基本料を算定するためには平成30年度中にデータ提出加算を届け出る必要があります。具体的な手続き等について、改めてお知らせいたしますので、管内の医療機関の届出状況を把握の上、未対応の医療機関に注意喚起を行うなど、その取扱いに遺漏のないようご対応のほどよろしくお願いいたします。

記

1　データ提出加算の届出を要件とする入院基本料の取扱い

（１）回復期リハビリテーション病棟入院料５、６及び療養病棟入院基本料におけるデータ提出加算の届出について

当該入院基本料を算定する病床を有する医療機関については、データ提出が要件となる病床の数が200床以上の場合は平成31年３月31日まで、当該病床数が200床に満たない場合は平成32年３月31日までの間に限り、入院基本料におけるデータ提出加算の届出がなされているものとみなす。

なお、データの提出にあたってはデータ提出加算が要件となる入院料を届け出る病棟分だけでなく、全病棟分のデータの提出が必要となることに留意すること。

【例①】

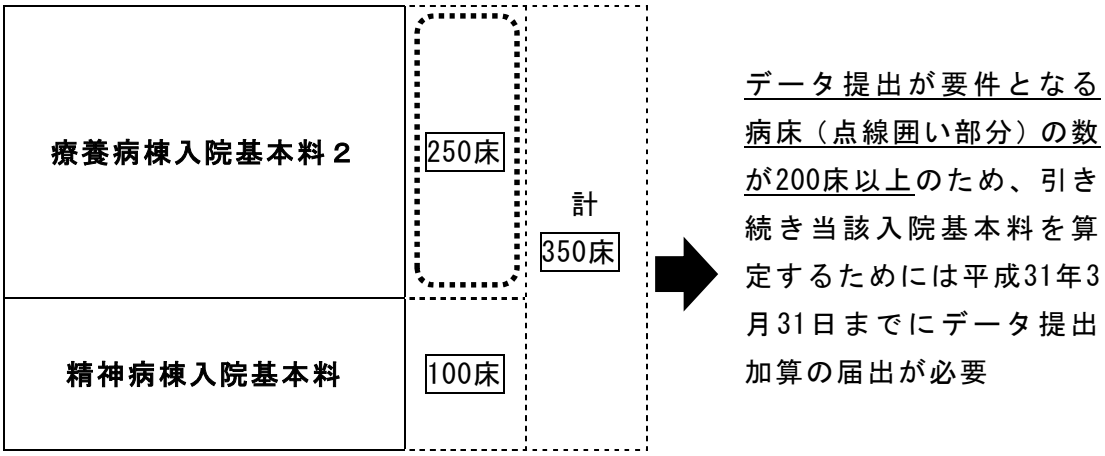

【例②】

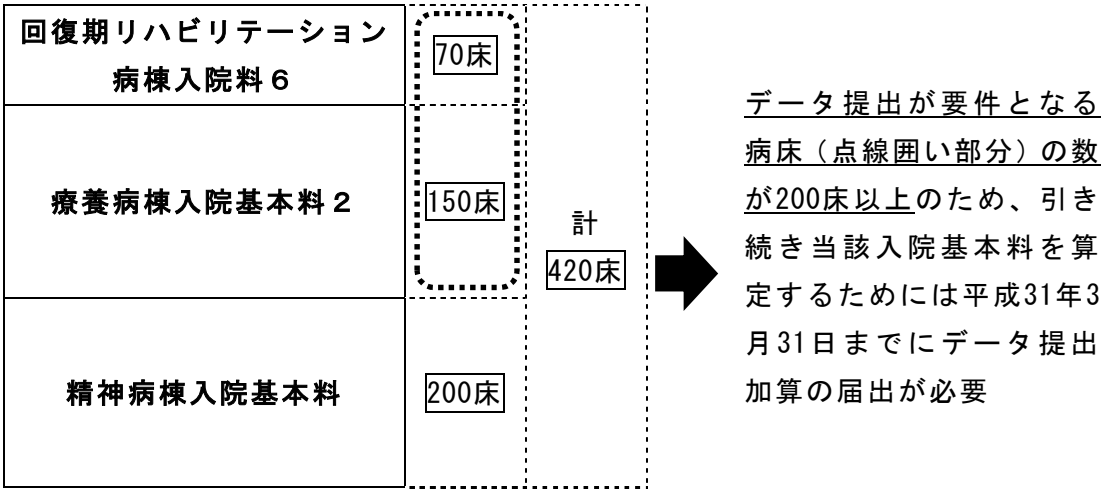

【例③】

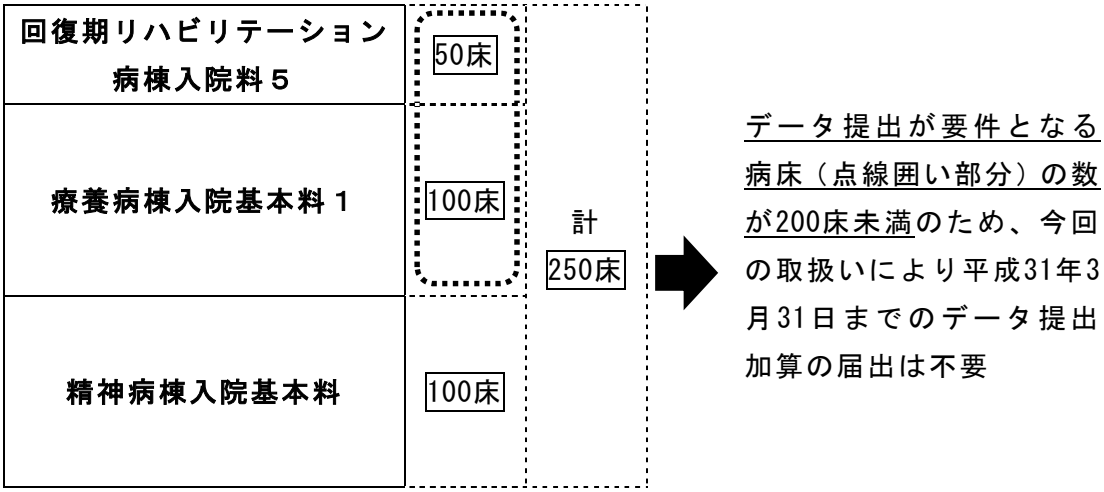

【例④】

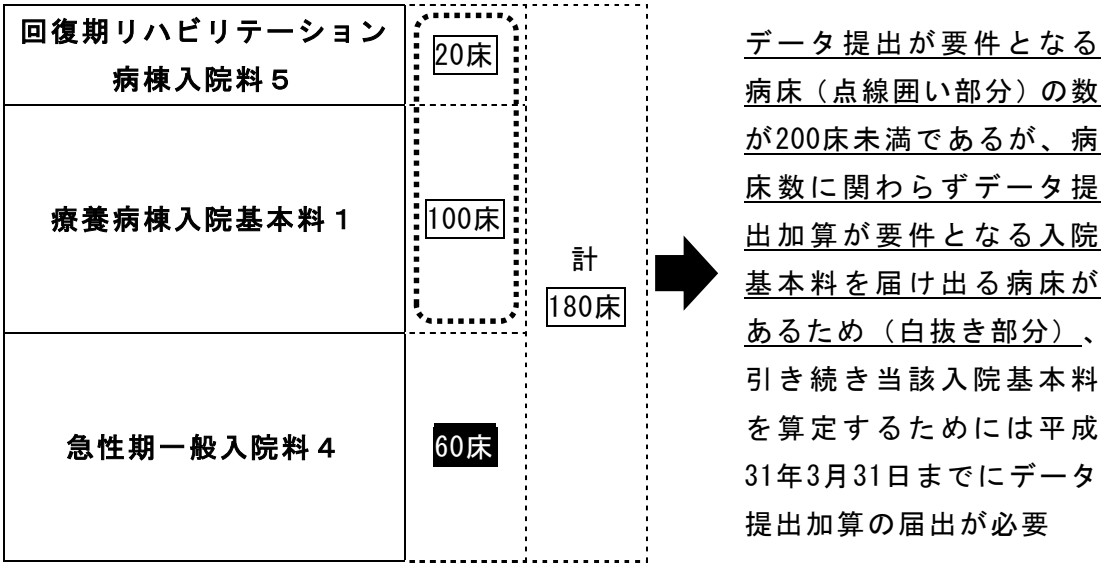

（２）平成31年３月末までの経過措置対象入院基本料

平成30年３月31日時点で旧医科点数表に基づく以下の入院基本料を算定している場合で、引き続き平成31年４月以降もデータ提出加算を要件とする入院基本料を算定する場合には平成30年度中に当該加算に係る届出が必要となる。

ただし、回復期リハビリテーション病棟入院料５、６及び療養病棟入院基本料を算定する場合で、当該病床の数が200床未満の場合には１（１）のとおり取り扱われることから、今年度中のデータ提出加算の届出は要しない。

○　一般病棟入院基本料　10 対１入院基本料（許可病床数が 200 床未満に限る）
○　療養病棟入院基本料１及び２
○　特定機能病院入院基本料　一般病棟　10 対 1 入院基本料（許可病床数が 200 床未満に限る）
○　専門病院入院基本料　10 対１入院基本料（許可病床数が 200 床未満に限る）
○　回復期リハビリテーション病棟入院料

（３）その他
１（１）の取扱いについては、追って告示等の改正を行うこととしている

２　データ提出加算の届出について
（１）データ提出加算届出までの流れ
①　様式40の５　データ提出開始届出書を提出
②　試行データの作成及び提出
③　②で提出した試行データが適切に作成された医療機関あてにデータ提出事務連絡を発出
④　様式40の７　データ提出加算に係る届出書を提出
⑤　データ提出加算の算定及び本データの提出を開始

（２）留意事項
○　２（１）①の様式40の５について、平成30年度中は残り２回の期限が設定されているが、データ提出加算を平成30年度中に届け出るためには第３回目の期限である平成30年11月20日（火）までの提出が必須であること（第４回目の期限である平成31年２月20日での提出では今年度中に加算の届出は不可）
○　試行データは本データに準じた取扱いとするため作成及び提出に当たっては「平成30年度「ＤＰＣ導入の影響評価に係る調査」実施説明資料」を参照すること
○　試行データが提出期限までに提出されなかった場合、また、調査実施説明資料に定められた方法以外での提出や提出されたデータに不備があった場合等は、データ提出の実績が認められないこと

（３）参考資料

○　中央社会保険医療協議会資料（平成30年９月26日開催分）
https://www.mhlw.go.jp/content/12404000/000360239.pdf
https://www.mhlw.go.jp/content/12404000/000360240.pdf

○　平成30年度における「データ提出加算」の取扱いについて
（平成30年４月25日付け事務連絡）
https://www.mhlw.go.jp/content/12400000/000349591.pdf

○　平成30年度データ提出加算に係る説明会資料
https://www.mhlw.go.jp/topics/2018/04/dl/tp20180419-2.pdf

○　平成30年度「ＤＰＣ導入の影響評価に係る調査」実施説明資料
https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12400000-Hokenkyoku/0000202618.pdf

別添２

事　務　連　絡
平成３１年４月２４日

各地方厚生（支）局医療課　御中

厚生労働省保険局医療課

平成31年度における「データ提出加算」の取扱いについて

「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（平成30年３月５日付け保医発0305第２号。以下「施設基準通知」という。）の別添３の第26の４において、データ提出加算の施設基準等が定められているところですが、平成31年度におけるデータ提出加算に係る具体的な手続き等の取扱いは下記のとおりとしますので、貴管下の保険医療機関等の関係者に周知いただきますようお願いいたします。

なお、平成32年３月31日までの経過措置の対象となっている病院であって平成32年４月以降も引き続きデータ提出加算が要件となっている入院基本料等を算定する場合、今年度中にデータ提出加算の届出が必要となります。今年度中に届出をするためには、遅くとも第３回スケジュールで手続きを進める必要があることにご留意いただき、手続き漏れ等が発生しないようあわせて周知をお願いいたします。

記

１　データ提出加算の届出を希望する病院であって、平成31年４月１日時点でＤＰＣ対象病院又はＤＰＣ準備病院でない病院

（１）必要な届出等の流れについて

①　当該病院は、施設基準通知に定める様式40の５を、平成31年５月20日、８月20日、11月20日又は平成32年２月20日までに地方厚生（支）局医療課長を経由して厚生労働省保険局医療課長に届け出ること。

②　様式40の５の届出を行った病院は、当該届出の期限となっている月の翌月から起算して２月分（当該届出の期限が平成32年２月20日である場合のみ、当該届出の期限となっている月を含む２月分）の試行データを作成し、ＤＰＣ調査事務局に提出すること。なお、厚生労働省保険局医療課（以下「保険局医療課」という。）が様式40の５を受領した後、ＤＰＣ調査事務局より試行データ作成に係る案内を電子メー

ルにて送信するので、これに従って試行データを作成すること。

③　保険局医療課は、ＤＰＣ調査事務局に提出された試行データが適切に作成及び提出されていることを確認した場合は、データ提出の実績が認められた保険医療機関として、保険局医療課より事務連絡（以下「データ提出事務連絡」という。）を当該医療機関の担当者あてに電子メールにて送信する。あわせて、地方厚生（支）局医療課長等あてにデータ提出の実績が認められた保険医療機関を通知するとともに、当該通知を厚生労働省のホームページへ公表する。

④　データ提出事務連絡を受けた保険医療機関は、施設基準通知に定める様式40の７を用いて地方厚生（支）局に届出を行うことで、データ提出加算を算定することができる。なお、入院データのみ提出する場合はデータ提出加算１、入院データ及び外来データを提出する場合はデータ提出加算２を届け出ること。

⑤　様式40の７の届出を行った病院は、当該届出が受理された月の属する四半期（※）からデータを作成（以下「本データ」という。）し、「ＤＰＣ導入の影響評価に係る調査」実施説明資料（以下「調査実施説明資料」という。）において指定する期日及び方法により、ＤＰＣ調査事務局に提出すること。

（※）例として、

・様式40の７を９月30日に受理された場合→７～９月分データから提出

・様式40の７を10月１日に受理された場合→10～12月分データから提出

が必要となる。受理日で判断することに留意。

（２）試行データの作成及び提出方法について

本データに準じた取扱いとするため、作成及び提出方法については、調査実施説明資料をよく参照すること。また、試行データの作成及び提出に係るスケジュール等を以下の表にまとめたので、併せて参照すること。なお、データ提出加算２の届出を希望する病院であっても、試行データの作成においてはＥＦ統合ファイルは入院のみの作成とし（外来は作成不要）、試行データ作成対象月の入院症例全てについて作成すること。

	様式40の5 届出期限	試行データ 作成対象月	様式１の作成対象症例		試行データ 提出期限
			入院日	退院転棟日	
第1回目	5月20日	6月、7月	6月1日入院～	6、7月退院転棟	8月22日
第2回目	8月20日	9月、10月	9月1日入院～	9、10月退院転棟	11月22日
第3回目	11月20日	12月、1月	12月1日入院～	12、1月退院転棟	2月22日
第4回目	2月20日	2月、3月	2月1日入院～	2、3月退院転棟	4月22日

※　第４回目の試行データのみ、作成対象月が様式40の５届出期限の月を含めた２月分になっていることに注意すること。

※　平成32年3月31日まで経過措置の対象となっている病院であって、平成32年４月１日以

降も引き続きデータ提出加算が要件となっている入院基本料等を算定するためには、遅くとも第３回目のスケジュールで手続きを進めるようにすること。

（３）本データの作成及び提出方法について

作成及び提出方法については、調査実施説明資料をよく参照すること。なお、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（平成30年３月５日付け保医発0305第１号）に定めるとおり、データの提出（データの再照会に係る提出も含む。）に遅延等が認められた場合は、当該月の翌々月において、データ提出加算を算定することができない。また、提出データ評価加算についても、データ提出加算を算定できない月がある場合、当該月から６か月間算定できなくなるため、十分注意すること。なお、遅延等とは調査実施説明資料に定められた期限までに、ＤＰＣ調査事務局宛に当該医療機関のデータが提出されていない場合（提出時刻が確認できない手段等、調査実施説明資料に定められた提出方法以外の方法で提出された場合を含む。）、提出されたデータが調査実施説明資料に定められたデータと異なる内容であった場合（データが格納されていない空の媒体が提出された場合を含む。）をいう。

また、様式１は、試行データ作成対象月の初月の１日以降の入院症例であって、本データ作成対象月の退院転棟症例について作成すること。

（例）平成31年５月20日までに様式40の５の届出を行い、６月及び７月の試行データ提出等を経て９月末日までに様式40の７の届出を受理された病院は、７月から９月の本データを作成することとなるが、当該データ（様式１）は、平成31年６月１日以降に入院し、７月から９月に退院転棟した患者を対象とする。

２　データ提出加算の届出を希望する病院であって、平成31年４月１日時点でＤＰＣ対象病院又はＤＰＣ準備病院である病院

「その他病棟グループ」に係る入院基本料等の届出を行っていないＤＰＣ対象病院又はＤＰＣ準備病院として提出しているデータの内容と、本データとの内容に相違が生じない場合に限り、様式40の７の届出のみを行うことで当該加算を算定できる。

ただし、様式40の７の届出をする前に様式40の８の届出実績がある病院及び平成31年３月31日時点でＤＰＣ対象病院又はＤＰＣ準備病院であってデータ提出加算の届出を行っていない病院については、次の手続きによること。

①　当該病院は、様式40の５を、地方厚生（支）局医療課長を経由して厚生労働省保険局医療課長に届け出ること。

当該届出を行った病院は、当該届出が地方厚生（支）局に受理された月の属する四半期分のデータを提出する際には、通常ＤＰＣ対象病院又はＤＰＣ準備病院として提出しているデータ（全病棟）を作成し、ＤＰＣ調査事務局に提出すること。なお、このデータを試行データとして見なすため、提出期限は通常のスケジュールと同様である。

② 保険局医療課は、ＤＰＣ調査事務局に提出されたデータが適切に作成及び提出されていることを確認した場合は、データ提出の実績が認められた保険医療機関として、保険局医療課よりデータ提出事務連絡を当該医療機関の担当者あてに電子メールにて送信する。あわせて、地方厚生（支）局医療課長等あてにデータ提出の実績が認められた保険医療機関を通知するとともに、当該通知を厚生労働省のホームページへ公表する。

③ データ提出事務連絡を受けた保険医療機関は、様式40の７を用いて地方厚生（支）局に届出を行うことで、データ提出加算を算定することができる。なお、入院データのみ提出する場合はデータ提出加算１、入院データ及び外来データを提出する場合はデータ提出加算２を届け出ること。

④ 様式40の７の届出を行った病院は、当該届出が受理された月の属する四半期分からその他病棟グループを含めたデータを作成し、調査実施説明資料において指定する期日及び方法によりＤＰＣ調査事務局に提出すること。

3 データ提出加算１（入院データ）から加算２（入院データ及び外来データ）への変更を希望する病院

（1） データ提出加算１から加算２への変更を希望する病院は、様式40の７を用いて届出を行うこと。

（2） 当該届出が受理された月の属する四半期分から外来分も含めたデータを作成し、調査実施説明資料において指定する期日及び方法によりＤＰＣ調査事務局に提出すること。

なお、データ提出加算２の届出を行っている病院が、外来データを提出しないものとして、データ提出加算１へ届出を変更することはできない。

4 その他留意事項等

（1） 様式の提出先については、以下のとおりであること。

①「様式40の5」
病院の所在地を管轄する地方厚生（支）局医療課

②「様式40の7」
病院の所在地を管轄する地方厚生（支）局各都県事務所又は指導監査課

③「様式40の8」
病院の所在地を管轄する地方厚生（支）局医療課

（2） データ提出加算に係る施設基準は、様式40の５の届出時点で満たすことは必須で

はなく、様式40の７の届出時点で満たしていれば良いこと。

（３）　当該調査年度において、データ提出の遅延等が累積して３回認められた場合には、３回目の遅延等が認められた日の属する月に速やかに変更の届出（様式40の８の提出）を行うこととし、当該変更の届出を行った日の属する月の翌月から算定できなくなることに留意すること。なお、「遅延等」の考え方は１の（３）と同様であること。

（４）　データに関する種々の連絡は、１（１）③のデータ提出事務連絡を含め様式40の５にて登録された連絡担当者へ厚生労働省保険局医療課担当者又はＤＰＣ調査事務局より、原則、電子メールにて送信されるため、確認漏れのないよう注意すること。